

**札幌市情報公開条例の一部改正について
皆さまからご意見を募集します。**

令和8年（2026年）3月 札幌市

～パブリックコメントの実施～

募集期間
令和8年（2026年）3月9日（月）から 令和8年（2026年）4月10日（金）まで【必着】

札幌市情報公開条例の一部改正に対する皆さまのご意見を募集します。

今後、いただいたご意見を考慮して、札幌市議会に条例の一部改正案を提出する予定です。

ご意見の募集期間終了後、いただいたご意見の概要と、それに対する札幌市の考え方をまとめ、ホームページ等で公表いたします。

目次	
・ご意見募集要項	1 ページ
・札幌市情報公開条例の一部改正について	2 ページ
1 札幌市における情報公開制度の現状	2 ページ
2 札幌市情報公開・個人情報保護審議会からの答申	3 ページ
3 条例の一部改正（素案）の内容	4 ページ
・ご意見記入シート	10 ページ

ご意見募集要項

1 ご意見募集期間

令和8年（2026年）3月9日（月）から4月10日（金）まで【必着】

2 資料の配布・公表場所

- ・札幌市役所本庁舎2階 市政刊行物コーナー
- ・各区役所 市民部 総務企画課（広聴係）
- ・札幌市公式ホームページ

<https://www.city.sapporo.jp/somu/kokai/pubcom.html>

3 ご意見の提出方法

(1) 郵送・持参・ファクスの場合

10ページの「ご意見記入シート」又はこれに準じた様式に記入の上、下記4までご提出ください。

※ 持参の場合は月曜日～金曜日（祝日を除く。）の8時45分から17時15分までの間にお持ちください。

(2) 電子メールの場合

件名を「札幌市情報公開条例の一部改正について」とし、本文に「お名前、ご年齢、ご住所、ご意見」を記入して、下記4の電子メールアドレスへ送信してください。

※ コンピュータウイルス感染を避けるため、ファイルは添付しないでください。

【留意事項】

- ・ お電話、口頭によるご意見の受付や個別の回答はいたしませんのでご了承ください。
- ・ ご意見の提出に当たっては、お名前、ご住所及びご年齢をご記入ください（ご意見の概要を公表する際には、お名前、ご住所及びご年齢は公表いたしません。）
- ・ いただいた個人情報は、ご意見の取りまとめ以外の目的で用いることはありません。

4 ご意見の提出先

札幌市総務局行政部行政情報課

住所：〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所2階

ファクス：011-218-5166

電子メール：gyoseijoho@city.sapporo.jp

札幌市情報公開条例の一部改正について

1 札幌市における情報公開制度の現状

札幌市では、公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めた「札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号。以下「条例」といいます。）」を制定し、情報公開制度の適正な運営に努めてきました。

この制度は、本来、市民の参加と監視の下にある公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とするものでありますが、公文書の公開の請求（以下「公開請求」といいます。）の中には、明らかに条例の目的に反していると認められるものや、いわゆるカスタマーハラスメントに該当し得るものが含まれています。

このような公開請求は、大量の公文書が対象とされたり、特定の部署に対して短期間に繰り返し行われたりすることなどにより、対象公文書の特定や公開・非公開の判断、マスキング処理といった事務処理に当たって、市役所職員の膨大な時間と労力を要するものであり、本市の情報公開制度における長年の課題となっていました。そして、直近3年間においては、こうした著しく不適正な態様と考えられる公開請求（以下「著しく不適正な態様の公開請求」といいます。）が全公開請求に占める割合は、処理件数（取下げを除く。）の約2割、処理時間（推計）の約4割に達しています。

しかしながら、現行の条例においては、著しく不適正な態様の公開請求に対しても、条例の目的に即した公開請求と同様の処理を行うことが義務付けられています。

そこで、情報公開制度をより適正に運営していくため、著しく不適正な態様の公開請求にも適切な対応ができるよう、条例を改正する必要があると考えています。

- 2 札幌市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）からの答申
札幌市長は、令和7年7月2日付けで審議会に対して、次の事項について諮問
しました。

<諮問事項>

- | |
|---|
| (1) 著しく不適正な態様の公開請求への対応に係る札幌市情報公開の一部改正
に関する事項 |
| (2) その他情報公開に関して審議が必要な事項 |

審議会では札幌市長の諮問に応じて、次の4つの検討項目について3回の審議
を行い、令和8年2月2日付けで審議会から札幌市長に答申がありました。

<検討項目>

- | |
|---|
| 項目1 条例の目的に反する公開請求（目的違反請求）の禁止・拒否 |
| 項目2 カスタマーハラスメントの一環としての公開請求（カスタマーハラス
メント請求）の禁止・拒否 |
| 項目3 目的違反請求又はカスタマーハラスメント請求であることが公開決定
の後に明らかになった場合の取扱い |
| 項目4 みなし公開（請求者が閲覧等に応じない場合の対応） |

<審議経過>

	開催日	審議内容
第1回	令和7年7月31日	・ 諮問事項に係る概要説明 ・ 委員間の審議
第2回	令和7年10月28日	・ 委員間の審議
第3回	令和8年1月22日	・ 答申素案の検討
答申	令和8年2月2日	

3 条例の一部改正（素案）の内容

答申を踏まえて、次のとおり条例の一部を改正します。

(1) 条例の目的に反する公開請求（目的違反請求）の禁止・拒否について

- 1 条例第1条の目的に反する公開請求を禁止し、違反する場合には当該請求を拒否することができることとします。
- 2 公開請求を拒否したときは、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならないこととします。
- 3 公開請求を拒否したときは、審議会に報告しなければならないこととします。

条例の目的に反する公開請求とは、例えば、①公文書を見る気がないのに行われた公開請求、②本市の業務を妨害する目的で行われた公開請求、③本市とトラブルになり報復のために行われた公開請求のことなどを指します。

こうした請求に対しては、職員が膨大な時間と労力をかけて対応する必要がありますが、その結果、他の業務等に著しい支障が生じています。

このような状況を踏まえて、将来にわたり情報公開制度の適正な運営を維持するため、条例の目的に違反する請求については、条例で定めた公開請求をする権利の濫用に該当するものとして、条例に上記のような規定を設けることとします。

(2) カスタマーハラスメントに該当する公開請求（カスタマーハラスメント請求）の禁止・拒否について

- 1 カスタマーハラスメントに該当する公開請求を禁止し、違反する場合には当該請求を拒否することができることとします。
- 2 公開請求を拒否したときは、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならないこととします。
- 3 公開請求を拒否したときは、審議会に報告しなければならないこととします。

カスタマーハラスメントに該当する公開請求とは、例えば、①不必要な程度に大量又は繰り返しの公開請求を行い、これを取り下げることを取引材料として不当な要求の実現を迫るもの、②公文書の公開時に立ち会う職員への中傷や暴言、拘束的な行動を行うものなどを指します。

カスタマーハラスメント（※）に該当する請求についても、条例で定めた公開請求をする権利の濫用に該当するものとして、条例に上記のような規定を設けることとします。

※ 現時点において、条例上のカスタマーハラスメントの定義については、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第63号）による改正後の「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（昭和41年法律第132号）第33条第1項（未施行）に規定する「顧客等言動」という文言を使用する予定です。

【参考】

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律

（職場における顧客等の言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等）

第33条 事業主は、**職場において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者**（次条第五項において「顧客等」という。）**の言動であつて、その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたもの**（以下この項及び次条第一項において「顧客等言動」という。）により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、労働者の就業環境を害する当該顧客等言動への対応の実効性を確保するために必要なその抑止のための措置その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

(3) 目的違反請求又はカスタマーハラスメント請求であることが公開決定の後に明らかになった場合の取扱いについて

- 1 公開決定から公文書の公開までの間において、当該公開決定に係る公開請求が目的違反請求やカスタマーハラスメント請求を禁止する規定に該当することが明らかになったときは、当該公開決定を取り消すことができることとします。
- 2 上記1の規定により公開決定を取り消す場合には、公開請求者に対して事前の防御の機会を与えるため、札幌市行政手続条例（平成7年条例第1号）に規定する聴聞手続に代えて、弁明の機会を与えることとします。
- 3 上記1の規定により公開決定を取り消したときは、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならないこととします。
- 4 上記1の規定により公開決定を取り消したときは、審議会に報告しなければならないこととします。

公開請求から公開決定を行うまでの間に、著しく不適正な態様の公開請求である目的違反請求やカスタマーハラスメント請求であることが判明した場合には、上記(1)又は(2)の規定に基づき、当該請求を拒否することになります。

このほか、公開請求時点では著しく不適正な態様の公開請求であることを裏付ける言動等がなかったものの、公開決定の後の公開請求者の言動等により著しく不適正な態様の公開請求であることが判明する場合が想定されます。

このような場合に公開決定を取り消すことができるように、条例に上記1のような規定を設けることとします。

また、公開決定の取消しは、許認可を取り消す不利益処分に当たり、札幌市行政手続条例（平成7年条例第1号）により、相手方に口頭による意見陳述をする「聴聞」の機会が与えられています。

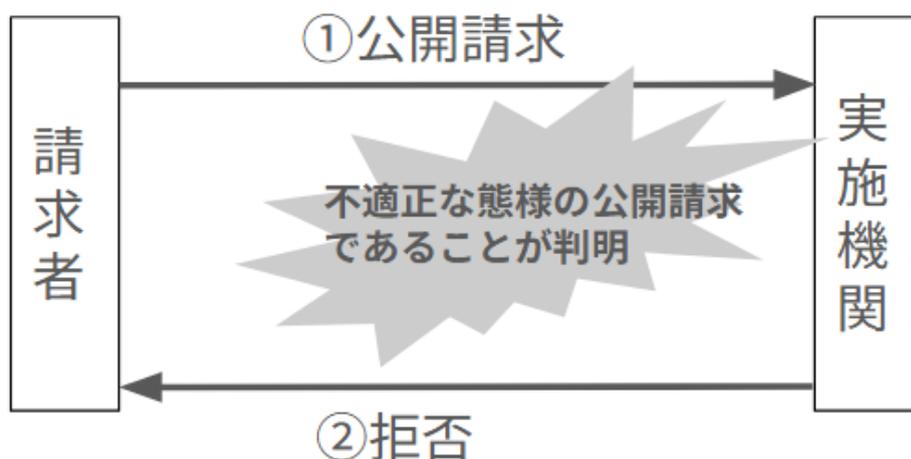
しかしながら、著しく不適正な態様の公開請求を行った公開請求者が「聴聞」の場において職員に対して不当な要求、言動等を行い、又はそれらがエスカレートし、「聴聞」の手続そのものがカスタマーハラスメントの手段として利用される可能性があります。

不利益処分の事前手続について適切に対応ができるように、条例に上記2のような規定を設けることとします。

公開請求の拒否と公開請求の取消しのイメージ

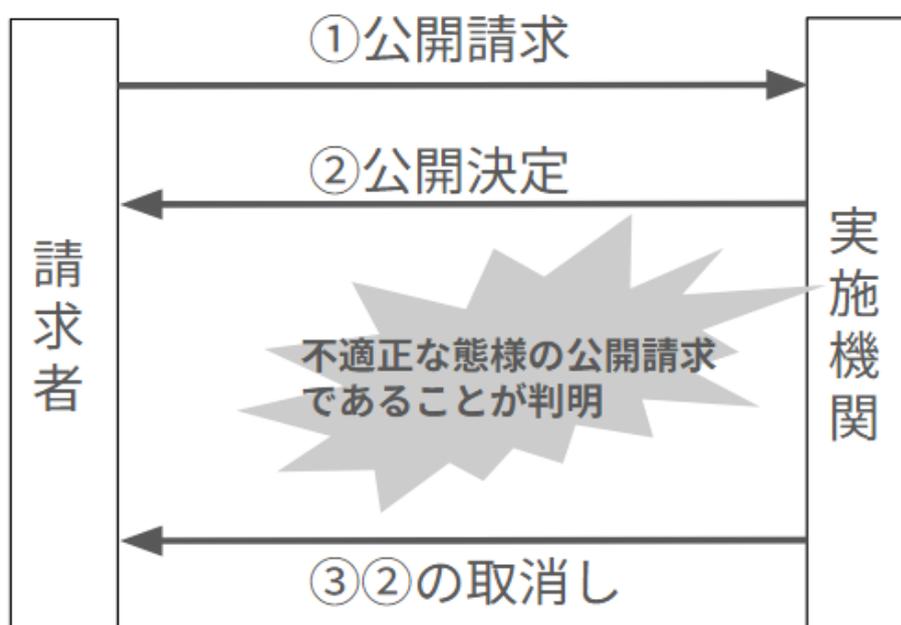
<公開請求の拒否>

公開請求後、公開決定前に著しく不適正な態様の公開請求（目的違反請求又はカスタマーハラスメント請求）であることが判明した場合は、当該公開請求を拒否する。



<公開決定の取消し>

公開請求に対して公開決定を行った後、公開実施までに著しく不適正な態様の公開請求であることが判明した場合は、当該公開決定を取り消す。



(4) みなし公開（請求者が閲覧等に応じない場合の対応）について

1 公文書の公開をするため、条例第11条第1項に規定する書面により公開する日時及び場所を指定したにもかかわらず、公開請求者が当該公開に応じない場合に、実施機関が公開に応ずるように催告をしても、公開請求者が正当な理由なくこれに応じないときは、公文書の公開をしたものとみなすこととします。

書面により公開日時・場所を指定しても、公開請求者が公文書の公開に応じないために、いつまでも公開未了の状態としていることは適当ではないことから、公開に応ずるように催告をしても、公開請求者が正当な理由なくこれに応じないときは、公文書の公開をしたものとみなすことができるように、条例に上記のような規定を設けることとします。

【参考】

（公開請求に対する決定等）

第11条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨並びに公開する日時及び場所を書面により通知しなければならない。

(5) 利用者の責務に関する規定の整理について

現行	改正案
<p>（利用者の責務） 第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を請求しようとするものは、この条例の目的に即した適正な請求をするように努めるとともに、公文書の公開により得た情報を適正に利用しなければならない。</p>	<p>（利用者の責務） 第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を請求しようとするものは、この条例の目的に即した適正な請求を行うとともに、公文書の公開により得た情報を適正に利用しなければならない。</p>

上記(1)又は(2)に違反する公開請求を拒否する規定を設けるに当たり、この条例の目的に即した適正な請求を「行わなければならない」という規定に改正します。

(6) 補正に応じない場合の対応について

- 1 公開請求書に形式上の不備があり、第6条第2項の規定により公開請求者に対して補正を求めた場合において、公開請求者が同項の期間内に不備を補正しないときも公開請求を拒否することができることとします。

公開請求書に形式上の不備があり、条例第6条第2項の規定に基づき、公開請求者に対し、相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、当該期間を経過しても、公開請求書の不備が補正されない場合は、対象公文書の特定や公開・非公開の判断をすることなく、上記(1)又は(2)と同様に公開請求を拒否することとします。

【参考】

(公開請求の手続)

第6条

- 2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認められるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

4 施行時期

令和8年10月1日（予定）

令和8年第2回定例市議会への条例案提出を予定しており、同議会において可決された場合には、令和8年10月1日から施行する予定です。

札幌市情報公開条例の一部改正について ご意見記入シート

氏名		年齢	歳
住所			
意見			

切り取り線

- ※ 用紙が足りない場合は、別紙にご記入の上、ご提出ください。
- ※ 氏名、住所、年齢（年代）は、必ず記載してください。

<提出先>

札幌市総務局行政部行政情報課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目2階

メールアドレス：gyoseijoho@city.sapporo.jp

FAX：011-218-5166

※令和8年（2026年）4月10日（金）必着